

平成 27 年 4 月 17 日

重要課題検証サブ・グループ運営要領（案）

重要課題検証サブ・グループ（以下「サブ・グループ」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後に公表する。
2. 会議終了後、原則として、サブ・グループ座長代理（以下「座長代理」という。）又は座長代理の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 会議終了後、速やかに議事概要を作成し、公表する。
4. 会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表する。
5. 座長代理は、上記にかかわらず、次に掲げる場合においては、議事録又は配布資料を非公表とすることができる。
 - ①多面的・実証的な検証、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合
 - ②不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - ③その他中立な調査審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合
6. 座長代理は、歳出改革ワーキンググループ座長と協議の上、主権者たる国民の理解を深め、論点を整理するなど必要があると認める場合には、インターネット中継や一般傍聴等を活用して開催することができる。
7. この運営要領に定めるもののほか、サブ・グループの運営に関し必要な事項は、座長代理が定める。